

区役所希望型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区役所が発注する業務において、より透明性・競争性を高め、公正な競争を確保するため、業務ごとに、事前に入札参加の希望を募り、希望者の中から指名業者を選定する入札方式（以下「希望型指名競争入札」という。）を実施するにあたり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 希望型指名競争入札の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、原則として予定価格が100万円を超える業務委託及び予定価格が250万円を超える修繕とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約及び契約課による入札執行に係る業務を除く。

(入札参加資格要件)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - (2) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
 - (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - (6) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）完納していない者
 - (7) 千葉市内に本店又は営業所等を有し、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
 - (8) 千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者
 - (9) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - (10) 前各号のほか必要と認めて定める者
- 2 前項に定めるもののほか、対象業務の種類又は性質により次に掲げる資格要件を設けたときは、入札参加者は、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 対象業務と同種業務の履行実績
- (2) 技術者の配置
- (3) 前各号のほか対象業務ごとに必要と認めて定める要件
(入札参加資格要件の審査)

第4条 各所管の長は、前条の規定により参加資格要件を定めたときは、区長（対象業務を所管する区長をいう。以下同じ。）の決裁を受けるものとする。

(対象業務の概要等の公表等)

第5条 希望型指名競争入札の入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）を募集するときは、対象業務の概要、入札参加資格要件及び入札参加申請の受付期間（以下「申請受付期間」という。）その他必要と認める事項を業務発注表（様式第1号）により公表するものとする。

2 申請受付期間は、原則として5日間とする。

(入札参加申請の手続)

第6条 対象業務について、入札参加希望者は、申請受付期間内に希望型指名競争入札参加申請書（様式第2号。以下「入札参加申請書」という。）に関係書類を添えて、申請しなければならない。

(指名業者の審査)

第7条 各所管の長は、入札参加申請書を受理のうえ、指名業者を選定し、又は業者を指名しないこととするときは、区長の決裁を受けるものとする。

(入札者の指名)

第8条

市長は、第6条の規定による入札参加申請書の提出を受けたときは、それを審査し、入札参加資格要件に適合するすべての者を入札者として指名することとし、入札通知書により通知するものとする。

(非指名通知)

第9条 市長は、前条の場合において、入札参加申請書を提出した者の中で、入札参加資格要件に適合せず、入札者として指名をしないこととしたものに対しては、その旨を非指名通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の非指名通知書を受けたもの者は、非指名の理由について、当該通知があった日から3日以内に、書面にて説明を求めることができる。

3 市長は、前項による請求があった場合は、回答通知書（様式第4号）により回答するものとする。

(入札参加申請書を提出した者がいる場合等の取扱い)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、希望型指名競争入札の実施を取りやめ、通常の指名競争入札を実施するものとする。

(1) 入札参加申請書を提出した者がいる場合

(2) 入札参加申請書を提出した者のうち、入札参加資格要件に適合する者が1者以下の

ある場合

(3) 入札参加資格要件に適合する者が 2 者以上である場合でも、入札時において入札参加者が 1 者である場合

2 前項第 2 号の規定により通常の指名競争入札を実施する場合においては、市長は、当該入札参加資格要件に適合する者を、当該指名競争入札における入札者として指名するものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、中央区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。